

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社

発行人〓滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替〓東京0158431 労金〓東京労金本店No50234

購読料〓月額400円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

科学的社会主義こそ社会党の魂 2

◇資料と解説◇

総評三顧問が「総評再生の綱領的文書」を発表 3

資料(1) 総評再生をめざす、全国のすべての活動家への呼びかけ 3

「男女雇用機会均等法案」の周辺(一)
国会 傍聴の記 6

高まる国際金融不安 8
― 途上国債務問題の新たな展開 ―

◇八四年組合大会の焦点◇

総評「反行革」でたたかう部隊を結集せよ 11

全電通 今大会では電々改革問題に集中 13

全通 「五九・二」総括が大会の焦点 15

資料(2) 余剰人員の調整策について (国鉄) 17

資料(3) 国鉄労働組合の抗議声明 20

刊旬社社会通信

NO. 237

一九八四年八月一日

一九八四年八月一日
(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

科学的社会主義こそ社会党の魂

社会党の「八〇年代路線」と「社会主義の構想」の論議がはじまった。この論議を九月初旬までおこない、「推移をみながら中央執行委員会のもとに『綱領等にかかわる党基本問題検討委員会』を設置し、その作業を進めるなかで『綱領』と『道』の処理方針を決めるのが、八四年二月の党大会の方針だ。

この論議を進めることを目的に社会党は「解説・新しい社会の創造―われわれのめざす社会主義の構想」をまとめた。この「解説」も、「八〇年代路線」や「社会主義の構想」の矛盾をさらに拡大再生産するものでしかないことは、すでに本誌でくり返し批判してきたとおりである。

われわれの批判は、「政権構想レポート」第二六号に掲載された武藤山治氏の論文とおしやべりとも区別のつかぬ「『構想』の定着から『ニュー社会党宣言』へ」と題する一文をみると、正しかったことがはっきりする。そこで武藤氏は「宇宙船地球号」など幼児向け冒険空想にもふさわしい言葉に酔っ払い、「新しい『構想』が出来上ったのだから、『道』は廃棄して、全国民に『社会党の考える道筋はこれである』と、この事を徹底することがニュー社会党への一つの大きなステップとして必要としているからだ。もう一つ、こっちの方がもっと面白いのだが、『社会主義の構想』ではまだ『社会主義像がはっきりしない』と自己懂着ぶりを示していることだ。これこそ、『道』批判者たちの根本的矛盾だ。彼らが社会主義でないものに『社会主義の構想』という題をつけたことによるものだ。ごていねいに武藤氏は「ニュー社会党宣言試案」をも開陳されている。氏の「社会主義者」としての信念は――

「政治活動の窮極の目標が、各人の個性の完全なる開花＝人間解放にあり、自由と民主政治こそ決して放棄されてはならない貴重な権利であるということ。／人間は平等な身分と配慮と機会を受ける資格を持ち、かつ人種、皮膚の色、国籍、信条、および性別にもとづく差別に反対する。また大国のエゴや覇権を認めない世界を築くこと。／社会は、物質資源が少数の者を豊かにすることより、大衆の利益のために確実に使用されるよう保証しなければならないこと。なかんずく自由と平等と繁栄が、国民がどれかを選択しなければならぬというものではなくて、ともに達成し享受することをめざすものであるということ」

というのだから恐れている。

この「解説」批判のパンフレット「『道』の擁護と『社会主義の構想』批判」がすでに社会主義協会から出版されている。「われわれは、この『構想』にたいして、日本社会党が、綱領的文書『日本における社会主義への道』や『国民統一の基本綱領』において、これまで理論的基盤としてきた科学的社会主義を捨て去るものではないか、また社会党の民社党化をすすめるものではないかという疑問を提起し、批判的立場をとってきた。この基本的立場はいまも変わらない」「空想ではなく科学としての社会主義、科学的社会主義こそは、労働者階級の党、社会主義政党的魂である。この魂を失った党は自滅の道を辿るしかない。かりに一時的に、資本の経営するマスコミにどのように賞賛されようと、遠からず、しおれた花となる以外にない。社会主義への道を切り開くことなど到底できない。反対に、危機にひんした資本主義のつかえ棒となるほかない。多くの歴史的経験が、西欧の社会民主主義政党や、わが日本の民社党の歩みが、そのことをわれわれに教えている」という基本的立場にもとづくものである。

◇資料と解説◇

総評三顧問が「総評再生の綱領的文書」を発表

労研センターの活動と八四年活動方針については、本誌第二三四号（八四・七・一）ですでに述べた。この活動方針にもつき太田薫、市川誠、岩井章の総評三顧問は、七月一日、「総評労働運動の再生をめざす、全国のすべての活動家への呼びかけ」を発表した。三氏が幹部活動家はかりでなく、直接、職場活動家によびかけを発したことは異例のことといわなければならない。よびかけはその理由をこう記している。

「いま、日本の労働運動は、独占の巧妙な懐柔と弾圧攻撃とによって労資一体化路線に組みこまれ、階級性、戦闘性はおろか、労働組合の原点ともいうべき人道主義的立場も放棄し、現場労働者の期待に何一つ応えられず、その信頼を失い、遂には崩壊への道を歩みつつあるように思われます。（略）

いまや、『総評が善で、全民労協が悪だ』といっているだけでは、事態は少しもよくなりません。総評自体もかなり変質しました。労資協調路線を公然と主張する組合が増えていきます。そして、これと符節を合わせるように、総評幹部の逃げの姿勢が生まれ、確固たる指導が弱まり、あいまいとなっていました。残念ながら、総評労働運動を含めて生まれ変わらねばならない時に来ているのです。

他方では『総評に未来はない』と一部の人が言っていますが、私たちはそうは思いません。三五年の歴史をもち、常に日本の労働者の闘いの先頭に立ってきた総評は、そう簡単に死ぬことはありません。必ず再生できるはずです。そしてその任務は全国の活動家の献身的な努力にかかっているのです。

私たち総評三顧問が代表幹事をしている労研センターは、……総評労働運動の階級的強化と再生をめざして闘っている全国の産別、支部、県評、地区労、単組、そして職場の活動家のみなさんに、直接呼びかけの手紙を送ることを確認致しました。それは、活動家のみなさんに今、行動に立ち上ってもらわなければ、日本の労働運動はとり返しのつかないことになるかと痛切に感じるからであります」

以下、呼びかけの全文を二度に分け紹介する。呼びかけは(1)闘う春闘の再生に向けて、(2)「労戦統一」問題、(3)組合の民主的運営と大衆路線の確立（以上本号）、(4)労働基本権・人権の擁護と反差別の闘い、(5)週三五時間労働の要求、(6)県評・地区労の強化と中小未組織労働者の組織化、(7)反軍拡、反核トマホーク、反戦・平和の戦い、からなる。

資料(1) 総評再生をめざす、

全国のすべての活動家への呼びかけ

一、闘う春闘の再生に向けて

第一に春闘です。総評の再生は、闘う春闘の再構築にかかっています。しかし、みなさん御承知のように、春闘史上最低に抑えこまれた八三春闘、八四春闘の結果について、全労協の幹部たちは、民間主導の賃金決定が定着したとこれを評価しています。

総評は、不満足だと総括していますが、鉄鋼の低額回答に準ずる回答がでもストで対決はしませんでした。昨年の八三春闘後、八四春闘の活性化をめざして、鉄鋼回答前に、官民一体の統一ストで対決すると主張してきたのに、そうしなかったということは、総評の春闘指導が大衆の期待に応えず消極的になったということだと思います。そのことは、総評が全民労協に参加するときの、いわゆる「五項目補強見解」の中の「闘う春闘の再生」を総評自らが放棄していると言わざるをえません。

1 ところで、春闘方式そのものは、多くの労働者が参加することが前提であっても、戦闘的な労働者が前に出てストで闘うことが原則であることは、春闘の歴史をみても、世界の労働運動の経験をもても明らかです。

しかし、八三、四春闘とも、すでに要求を決める段階から、労使癒着の鉄鋼を中心としたJIC（金属労協）のヘゲモニーのもとに、総評も経済整合性理論（資本のいう「がまん」の哲学）に引込まれて、総評本来の生活実態に基づく賃金理論を完全に放棄させられました。そして、八四春闘の要求作りは鉄鋼労連の主張する「六％」に抑えられ、そこから八四春闘は大衆的にシラけていきました。

八四春闘での賃上げが、構造的不況の鉄鋼に低位平準化され、労働者の切実な要求に応えられなかったということは、私鉄総連を中心とした民間組合が鉄鋼の前に出て強いストを打てなかったこととともに、それをバックアップすべき国労を中心とした官公労も結果的に闘えなかったように、春闘の基本的戦略が崩れたということです。

2 総評も官公労も、一昨年の政府の人勧凍結攻撃以来、持続的に抵抗する力が弱まり、表向きは別として、鉄鋼中心の民間低額回答に、ただ準拠できればよいという姿勢に陥っています。それは、四月四日の政労交渉で人勧・仲裁を「尊重する」という当然の政府回答を「評価する」として、四月六日の抗議ストさえ中止したことからも明らかです。

総評は、新年度運動方針案のなかで、八五春闘について、基本的に八四春闘での対応、すなわち民間組合の「集中決戦」を継続すると述べています。しかしこの方式だけに頼っていれば、今年と同様、「一発回答・ストなし」路線の拡大と鉄鋼回答の全体波及で終えることは目に見えています。

3 では、そうさせないためにはどうすべきか。全ての組合がJIC、とくに鉄鋼の低額回答の枠組みから脱却するために闘うことです。多くの組合が固まって闘うことは、原理的に悪いことはありません。しかし問題はその中の闘う部分がしっかり団結して、自らの要求実現のために闘うことです。

そのためには、労働者の生活に基づいた要求を大事にし、終りの見えた一発ストのやり方を改めて、大衆動員をくり返し、全ての単産がストライキを短時間でもよい、ねばり強くくり返し打つ態勢を準備することです。大手組合が互にもたれ合っている現状を破るには、総評が闘いの中核を担う以外ないのです。

4 総評はまだ闘う力をもっています。敵の攻撃の中で困難があるとしても、今から来春闘にむけて、全ての職場で闘う態勢を築きあげ、そして闘える組合が、大・小、官・民を問わず結集し、闘う大産別共闘を再構築して、総評のもつ戦力を最大限に高める

ことが急務です。

とくに、国労と私鉄を中心とした交運共闘が鉄鋼の前に出て闘い、これを官公労、民間の各組合が包みこむ全国的な官民統一闘争の構築をめざし、それに地域共闘が有機的に結合して、総評の新しい力を生み出していくことが必要です。

当然そこでは、長期闘争を闘っている争議団を包みこみ、資本の組織破壊、思想攻撃と対決する反合理化の闘いを前進させていくことも大きな課題です。そのために、全ての活動家がそれぞれの場で意見を出し、具体的な職場の声として単産に迫ってほしいと思います。

二、「労働戦線統一」問題

総評民間労組の多くは全民労協に既に参加しました。残る課題は、官公労の中から全民労協の三項目（労資協調、反共・反社会主義、国際自由労連加盟）に賛成する組合を集めて、全民労協の「官公労版」をつくること、ここに狙いが定められています。私たちは総評の新年度運動方針案の中から、大会決定である「五項目補強見解の堅持」という文字がきれいに削除されていることに注目しなければなりません。

私たちは全民労協によって、労働者、勤労者の生活と権利、平和が守られるとは全く考えません。だからこそ、私たちは「五項目補強見解」の実現を重視し、これが通らない限り、「労働統一」に反対の態度を貫くべきだと考えます。そして、自治労、日教組、国労など官公労組合がこの原則方針を貫き通すよう努力するし、また各単産同志にもこのことを強く訴えたいと思います。

官公労各組合は、全民労協の「基本構想」に示された労働戦線の右翼再編に反対する自らの大会決定を総評労働戦線一対策委員会、官公労小委員会の中で十分に反映させるべきであり、各級機関での発言を通じて全国の組合員にいますすめられている「労働戦線右翼再編」の本質を明らかにしていくべきです。また総評は各単産の態度が決まらないうちに上から態度を決めてそれを押しつけるという、既におかした誤りを再びくり返すべきではないし、全ての活動家は今後の事態の進展に対して注目と監視を強めていく必要があります。

三、組合の民主的運営と大衆路線の確立

現場労働者の率直な意見・要求が組合機関に反映できれば、労働組合を組合員自らのものに変えていくことは可能です。だが現状は、一部の組合幹部が「経済整合性」とか「国家・企業の発展」とかを口にして、労働者の切実な要求を無視し、資本との癒着をますます強めています。総評指導部はこうした現実を正すのではなく、ただこれを追認するのみであります。

こうして労働組合の運動と闘いから疎外された労働者が、組合運動に無関心になるのは必然だと言えます。労働組合の弱体化の真因は、組合幹部がその最少限度の資質である労働者への奉仕の精神を捨て去ったところにあると言わねばなりません。このような組合のあり方を変えさせるには、活動家の一人ひとりが労働組合の徹底的な民主的運営と大衆路線の実践を追求する以外、他に道はないことを強く自覚してほしいと思います。（つつく）

「男女雇用機会均等法案」の周辺(一)

国会傍聴の記

労働権をめぐる性差別をみていくと、資本主義社会がいかに巧妙に古い時代から受けついで観念や慣習等を歴史的遺産として、その搾取機構のなかに溶けこませ活かしているかがわかる。すべての働く人びとの権利剥奪を押しすすめるために、女性差別を階級闘争の主要な一環としてきた政府・独占資本のかまへは、模範的であり、われわれは早急にそれへの大幅な立ちおくれをとり戻していかなければならない。

さる六月二六日、政府はその悪名の高さにもひるまず「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための関係法整備等法案」(男女雇用機会均等法案)を国会に上程した。その法案のゆくえを追いつながら、われわれの運動課題をみつめてみよう。まず国会傍聴の記から。

国会は箱根の関所か

六月二六日午後一時からの本会議傍聴のため、衆議院の議員面会所に百名をこえる女性たちが集合した。一二時集合となっていたので昼食ぬきでかけつけた人も多く、準備よく手製のサンドイッチなどを持ってきた人は太急ぎでバクついた。どうして一時間も前に集合しなければならなかったかは、入場がはじまるとすぐにわかった。

傍聴券をもらって住所・氏名・年齢を書き込み、列をなして移動すると、第一関門で監視に「ハンカチ・チリ紙・財布以外は持って入れません。筆記用具もダメ。上着は着ないのなら持って入らないように」などと注意される。

第二関門に四五人ずつ進んで手荷物をロッカーに入れる。キーを抜きとったら次にそのキーを預け、かわりにプラスチックの番号札をもらう。

第三関門に警官がいてボディチェック。女性傍聴者には女性の警官。警官は傍聴者一人ひとりに拳手の礼をして、髪毛から押え、肩、腕、背中、腰、足と掌をすべらしていく。ちよっと固い物に触れると「これ何ですか」。「服の継ぎ目です」なんてこともあるが、メモ帳、ボールペン、ワッペンなどがポケットに入っていると、もう一度ロッカーの所まであと戻りして入れ直さなければならない。箱根の関所跡を見にいったことがあるが、あそこでは実物大の人形がかつての取り調べ現場を再現してみせている。女性は髪までどこか調べられたそうで、その場面の人形もあった。一瞬何百年も前に戻った感じをとまなつてあれを思い出さずにはいられなかった。

その次にさらに、飛行機の搭乗手続でぐるぐるチェックアーチと同じようなのがあって、それをくぐらされるのである。

すると向う側に監視が二人並んでいて傍聴券を調べ、検印を押して半分切りとったのを返してくれる。

それから別の監視にエレベーターに案内され、一階だけ昇る。そこにまた監視が待っていて、数歩離れた所にある別のエレベーターに案内してくれる。それで三階まであがると

ようやく議場の入り口にたどりつく。監視は扉に手をかけたまま開けようとしない。先に入った一かたまりの傍聴者が席に落ち着くまで様子をみているのらしい。ようやく「どうぞ」と通してくれたのが一時ちょうど。

「傍聴人心得」はそっくり自民党席へ

指示された傍聴席に流れついて、やれやれと議場を眺めようとすると、開会ベルに促された議員先生方がぞろぞろと入って来るところ。

傍聴席の監視は小型マイクで「傍聴人心得」をひとわたり注意する。「腕組みをしないように。立ちあがらないように。大きな声を出さないように。拍手をしないように。疲れたら静かに出て休憩室で休んで下さい。メモをとりたい人は鉛筆とメモ用紙が休憩室にありますからそれを使って下さい。鉛筆は帰るとき返してもらいます。トイレは云々……」ついでに傍聴券の裏面に刷りこんである「心得」の方にも注意を促されたので目を通してみる。「異様な服装をしないこと。帽子、外とう、かさ、つえ、かばん、包物等を着用又は携帯しないこと。飲食又は喫煙をしないこと。議場における言論に対しては賛否を表明し、又は拍手をしないこと。静粛を旨とし議事の妨害になるような行為をしないこと。他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと」など三三行にわたっている。

議長が真正面の扉から出てきて席に着くと、またたく間に幾つかの案件が片づいた。傍聴席が高い所にあるためか、議場の声は充分とどくの言葉が聞きとりにくい。

注目の「男女雇用機会均等法案」が坂本労働大臣から提案されたあと、各党の質問に入る。社会党（土井たか子氏）、公明党（中村厳氏）、民社党（塚田延充氏）、共産党（藤田スミ子氏）。

質問にあびせかける自民党席からの絶え間ない野次は、まったくアラレモナイというしるものである。「傍聴人心得」はそっくり議場の方へおかえししたい。

中曽根首相は答弁のなかで「均等の機会、待遇の確保は、女子労働者の福祉と理解している」「女性はまずよき妻、よき母であってほしいと思っている」などと答えた。労働権における男女平等は人間の基本的権利の平等を意味していることを主張する野党側と、立ち場の根本的に異なるところであり、恩恵としてほどこすことがあっても権利は奪っていくという政府・独占の意図を裏づけるものにはかならない。

民主主義のABCである男女平等がテーマになろうとしている場で、まず国会までの道の遠さや、自民党議員の品性高き姿を再認識させられたことは、傍聴者一同に長期的なたたかいのかまえを決意させずにはおかなかった。

以前はこれほどじゃなかった

かくして、その後の話題はいろいろに広がる。

「傍聴も前はあれほど厳しく規制されなかったわねえ」「規制のめんどろに負けたら傍聴権の放棄になるってことね」「いつからあんなになったのかしら」「七四年の優生保護法るとき、リブの人たちのなかに生タマゴをヘアバンドに巻きこんでいたり、カミソリの刃をしのばせたのが発見されたことがあったんだって。右翼なんかも議場に暴れこんだこ

とがあったしね。それからどんどん嚴重になってきたんだそうよ」「規制を守れば緩和要求運動なんかでひろげていける。カミソリなどで破れば締めつけの口実に使われていく。いまのところ弁証法モードで国民大衆側がやられてるってことなんだわね」「空港のチェックも、はじめはみんなブービー云ってたけど、だんだん慣らされてきているんじゃないかしら」「飛行機に乗るとき、カバンをベルトに載せてチェックするでしょ。チーンともいわないのになかの下着なんかひっぱり出された人が怒って云ってたけど、抗議したら、テレビにカバンのなかがよく写らなかつたから、なんていうんですって」「あんなのも過激派の乗っとりなんて間違った、革命、行動が戒厳令訓練の日常化に口実を与えてしまったんだわねえ」「何でも人権をせばめて抑圧機能を大きくするチャンスに利用されてるわけだけど、馴らされて感覚が鈍くなっていくのがすごくこわいじゃないの」等々……

法案は社会労働委員会に

法案は社会労働委員会に廻された。社労委は七月三日を皮切りに毎週火曜日に開かれることになっている。

労働四団体や、四八婦人団体の結束した要求諸行動をうけて、野党側も結束して対案をまとめ提出した。

院内外のたたかいを発展させようと、総評など労働団体は全国的に傍聴活動を組織しており、婦人団体も積極的な傍聴活動をはじめた。

昨年末の労働省前座りこみが、職場や地域に活動を促してきたように、傍聴で国会の内側にふれた女性たちはまた全国に新たなタネをまくことになる。そのよりよい実りの収穫は、献身的な活動のにない手によってもたらされるだろう。誰しも活動を通して訓練されて育っていくのであるから。

(つづく・和)

高まる国際金融不安

――途上国債務問題の新たな展開――

金融不安はパニック寸前

五月はじめにニューヨーク株式市場において、米国大手銀行の一つであるコンチネンタルイリノイ銀行(預金量全米第七位、シカゴを拠点とする)の株価が信用不安の噂によって急落し、一時小康状態にあった国際金融不安に再び火がつけられた。噂の出所は明らかではないが、それは時機を得たものである。背景には、約四百億ドルという巨額の累積債務を持つアルゼンチンが債務繰延べ交渉において強硬な態度をとったため、巨額の貸付けをおこなっている銀行に大きな被害がでるのではないかという思惑の広がりがあった。噂がでて株価が急落するまでコンチネンタルイリノイ銀行の資金繰りには大きな問題はなかったが、取付け騒ぎの発生とCD(譲渡性預金証書)の販売不振により一挙に倒産寸前の状

態に追い込まれた。そのため米金融政策当局は、コンチネンタルイリノイ銀行のすべての預金を保証することによりパニックへの発展を防がざるをえなくなった。これは米国の金融史上ではかなり異例であるという。現在、コンチネンタルイリノイ銀行は身売りに出されているが買手がなかなか現われない状態である。

ことはコンチネンタルイリノイ銀行のみにとどまてはいない。マニユファクチャラーズハノーバー銀行やチェースマンハッタン銀行などの大手銀行の株価も下落し、信認が弱まっている。米国では大手銀行にたいする信認が一般的に急速に弱まってしまった。そのため大口預金が集まらず、CDの金利は五月はじめから六月下旬に上昇した。金融不安はパニックの手前にきていると言っても言い過ぎではないだろう。

アルゼンチンの強硬姿勢

火つけ役となったアルゼンチンの債務問題に目を転じてみよう。アルゼンチンは八二年のイギリスとのマルビナス戦争での敗北によりガルチェリ軍事政権が崩壊し軍部は政権を投げ出さざるを得なくなった。こうした政治情勢と平行し戦争による国内経済の疲弊は強まった。アルゼンチン経済省の発表によれば消費者物価上昇率は八二年一六五%、八三年三四%と猛烈な勢いとなり、アルゼンチン・ペソの対ドルレートは八〇年末の一ドル〇・二ペソが八四年四月末には一ドル〇・三七・五ペソと約一八〇倍の暴落となった。

アルゼンチンの金融危機はメキシコの場合とほぼ時を同じくし八二年秋に発生している。八二年二月には、主要民間銀行一行が、八億ドルの融資計画をまとめ小康状態となった。ところが、翌八三年三月二八日、インフレと緊縮政策に反対するゼネストがおこなわれるなど、国内の労働運動の高まりで政府が緊縮政策を強化できなくなったうえ、資本の海外逃避も強まって、アルゼンチンの外貨準備は底を尽き、八三年一〇月四日には海外送金をすべて停止する事態となった。二月はじめには大統領選挙で比較的に「稳健」（資本にたいして）と言われた急進党のアルフォンシンがペロン党との接戦の末に勝利した。アルフォンシンはただちに、対外債務交渉の半年間の決着延長を要請した。これは事実上の支払い延滞宣言ともなった。その決着期限が今年六月一五日となったわけである。

これにたいし、民間銀行団はアルゼンチンがIMFと緊縮財政で合意しなければ繰延べを認めないという態度をとった。これは、すでに、メキシコ、ブラジルにたいしておこなわれてきた手法であり、IMFを自らの代理人として債務国をより有効に搾り取るための手段である。しかし、アルフォンシンは、国内での反IMF闘争の高まりのなかで、IMF側の条件を突っぱね、一方的に条件を通過していった。

米国は、今年三月に中南米四ヶ国による対アルゼンチンの短期つなぎ融資三億ドルの肩代わりをしていたが、その条件として、アルゼンチンが六月二五日までにIMFと合意することとした。これについて、米国は期限を再延長しないという立場をとった。また、八二年末から数ヶ月ごとに再融資されてきた一一億ドルのうち七億五千万ドルの返済期日もなったが、銀行団側は一日ごとの再融資に依拠するという事になった。

国際金融不安への波及

こうした中南米諸国への貸付の不良債権化は、とくにユーロ市場の拡大とともに発達し

た米国の大手銀行への信託を低下させた。とくに問題なのは、国内において安定した資金調達網を持たずに、C Dの発行やユーロ市場からの預金導入という短期の大口資金に依存してきた「御売」銀行の存在である。これらの銀行はユーロ市場やC D市場の拡大期にいわゆる金融革命＝金利自由化期には低い金利で短期資金を取り入れ、それを中長期に途上国などへ貸付けしきしたのである。

ところが、八〇年頃からこれらの市場規模は拡大ベースが落ちてきた。ユーロ市場は、そこに流入してくる資金の規模の増大だけでなく、銀行間で再預金しあう銀行間市場の発達によって拡大してきた。それは銀行間の資金の過不足の調整機能を持つもので、各国の国内の銀行間市場と同じ機能を果たしている。しかし、決定的な違いが一つある。

それは、各国市場には中央銀行が存在しているが、ユーロ市場にはそれが無いことである。このことは大きな意味を持っている。一たび警戒ムードが高まると再預金を引揚げ合い、急速な市場縮小とパニックが発生する危険性である。こうしたパニックを防止することができるのは最終的には米国の金融政策当局だけである。なぜならユーロ市場は大半がドル建てであるからで、最後のドルの出し手が米国金融政策当局になるわけである。しかし、米国金融政策当局も、ユーロ市場のための中央銀行なのではないことに変わりはない。

一番はじめに述べたように五月ははじめからのコンチネンタルイリノイ銀行の株価急落がきっかけとなった金融不安は、しばらく鎮静化する兆しはみえない。メキシコも一時スローダウンしていたインフレが与び頭をもたげ、ペソも引き続き下落している。先行き米国景気のスローダウンから石油輸出にもかかりが見え、再び金融危機を引き起こす兆しもある。

円の国際化の意味

一方で、年初から「日米金融摩擦」が新聞紙上をにぎわしてきた。米国からの要求に応じるという形のもとに、金融国際化へ向けた布石が次々に打たれている。国内における金融再編への糸口という意味も大きい。ここではまず国際金融不安との関係で考えてみよう。

今回の自由化措置でユーロ円債の発行自由化などが盛り込まれ、ユーロ市場において円の比重を高める方向が打ち出された。これは国際金融においてドルが持っている役割を一定部分円に負わせていくとするものである。その条件として日本が対外純資産を約二百億ドル保有するかなりの資本輸出国となったことが指摘できる。今回の通商白書のテーマも「資本供給国」であった。このことはドルが基軸通貨であることが変わらないにせよ、米国金融が国際金融から受ける制約をユーロ円を通じて日本にも一定部分負わせようとするものである。そのことによって帝国主義国の金融政策を米国主導の下にコントロールしていくこととしているのである。

日本は今年も約二百億ドル程度の経常収支の黒字となりそうな勢いである。そして、その分だけ資本輸出がおこなわれていくことになる。その源泉は、合理化による競争力の強化であり、労働者の搾取の蓄積である。中南米人民の反IMF闘争に連帯し、帝国主義の資本輸出に反対して反合理化闘争を強化していくことが重要になっている。

(北村 徹)

「反行革」でたたかう部隊を結集せよ

— 総評大会の方針案と大会の課題 —

改良と革命の弁証法

総評は六月一九日、拡大評議員会を開き、今年度運動方針案を確定した。基調は従来と変わらない。総評の危機がますます危惧される内容だ。方針案の特徴は次のようなものだ。

第一は、こんにちの情勢を「福祉国家の危機」ととらえていることだ。その問題点については、今さら詳しく述べるまでもあるまい。

第二は、前者の当然の帰結として、「社会改革」が強調されていることだ。「社会改革」それ自体に異議はない。全社会的に反動化が進んでいるからだ。はやりの「政策・制度要求」と同様だ。

問題は、「社会改革」「政策・制度」のたたかいを、戦略的にどう位置づけたたかうかだ。社会主義の目標への陣地構築、主体的条件確立の一步としてか、それとも「改良がすべて」としてか。後者では、総評の従来の戦略は消失し、同盟と同じものになる。われわれはこれを憂うる。

「改良」にしても、力がなくては実現できぬ。政治とは力だからだ。その力をどうつくるか。この点の指摘はまったくない。「日本の労使関係の弱い側面は、中長期的視点に立つて克服」「組合運動のエネルギー源は一般組合員の意識・行動」、だから「もっと（彼らの力を）ひきださなければならぬ」とはいわれている。この掘り下げはなく、「抵抗」「反合理化」闘争の記述はまったくない。

「共闘」論でも総評の主体性を放棄

ここから出てくるのが、ノッペラ坊の「共闘」論だ。この「共闘」論には二つある。第一、「総労働体制」の構築、第二、「総労働体制」を基盤とする「政治勢力の統合」だ。

前者では、「（労働戦線の）全的統一」が主張される。だが、この「全的統一」も言葉だけだ。全民労協の路線にドップリつかり、窒息しているからだ。だから、「全的統一」の内容も、「五項目補強見解」の記述はなく、(1)全民労協への総評民間単産の加盟の促進、(2)官公労の再編の促進を唱えて恥じることがない、おめでたい状況となる。

これを前提に「日本社会の将来のありかた」「社会改革」が模索されているのだから、「このままでは総評に未来はない」といわざるをえないのだ。

だから、「ニュー社会党」についても、「国民意識に適合した政党への脱皮の努力を急ぐ社会党の動きを暖かく見守る」といえるのだ。この「ニュー社会党」も八三年一月の党員六万五千人をピークに、党員数は減り続ける状況にあるといわれている。社会党の「脱皮」が国民の共感を得ていないことの証明だ。

エスカレートした統一労組懇批判

第四の、そしてもっとも大きな特徴は、統一労組懇排除の姿勢を鮮明にしたことだ。方針案には、新たに統一労組懇批判がこう書き加えられた。

「このような、共闘の拡大と労働戦線統一の大義に背をむけ、水をさすものとして、いわゆる『統一労組懇』の動きを指摘しなければならない。『統一労組懇』は現在進められている労働戦線統一に反対するばかりでなく、総評傘下単産内において反対派を形成して独自の行動をとり、総評の設定する統一行動にも非協力的であり、大衆運動においても運動の利益よりも自らの利益を優先させるセクト主義をもちこんで混乱をもたらしている。総評傘下単産がこうした動きに同調することのないよう自制を求めなければならない。」

拡評では統一労組懇系組合から、この項への批判が相次いだ。「ゆえのない中傷。傘下組織でもないものへの越権行為。みずからの誤まった指導をすりかえるもの。『統一の大義に背を向け水をさす』のは総評指導部」といった主張だ。

この主張にも説得力はない。彼らは、「総評には未来はない」といい、総評が正しい路線に立ち返るべく努力するのではなく、むしろ総評の解体を促進することに力を注いでいるからである。ある仲間はこうもののみごとに統一労組懇の本質をいいあてている。

「統一労組懇、共産党の諸君は国会、つまりおしゃべりの場では正しいことをいっているようにみえる。だが、職場では民社党、自民党以上に保守的だ。彼らは職場からの統一闘争に背を向けるばかりか、行動では『反合理化』のたたかいを何一つ組織しない」
こうして、労働組合の本質を守ろうとする人びとと対立する。彼らは口先だけで統一戦線をいい、実行する気はまるでない。これでは、「結合の前の分離」を主張するのと同じだ。

総評は、現象的に共産党系の諸君が指摘する弱点をもっている。その弱点はますます拡大している。それを危惧するのは共産党系諸君ばかりではない。われわれとて同様だ。共産党系諸君はイタリアの社会主義運動と労働運動を高く評価する。フランスやスペインでユーロコミュニズムが霧散し、共産党があるがなきかの状態に陥っているのに、イタリアでは大きな影響力を維持していることによるものであろう。その原因はイタリア共産党の労働運動との結びつきを基本にした柔軟な戦術による。彼らは工場評議会という職場からの統一闘争に全力をあげる、それに比して日本の共産党は「この指とまれ」とスローガンで選別する。これでは統一戦線、ともにたたかう仲間がともに戦友として肩を組み合うたたかいは生まれない。反省が望まれる点だ。

「反行革」のたたかう体制をつくれ

これまでもくり返し指摘してきたが、総評はいま存亡の危機にある。この危機を克服することが最大の課題だ。だが、運動方針案はこの課題に答えていない。そこで望まれるのは、総評の機関車である国労、自治労、日教組、全林野等々の組合が、鉄鋼労連や全電通、電通労連の脅しに屈せず、「反行革」のたたかう部隊を結集することである。

今大会では電々改革問題に集中

― 全電通運動方針案の特徴 ―

全電通第三七回大会は七月一五日から一七日の三日間です。ご承知のように、電々改革関係法案が現在、国会に提出されており、その結果、今年の大会は「組織結成以降三四年の全電通の歴史に大きな転換をもたらす『公社制度改革』の最終決着方針を決定する歴史的大会」と位置づけられているのが第一の特徴です。

こうした観点から今年の大会は、(1)公社制度改革の運動についての中間総括、(2)決戦段階のたたかい方について方針を確立し、それ以外の闘争課題については、公社制度改革のゆくえを見定めたうえで、「必要に応じ年度中途に臨時大会を開」き「対処方針を決定する」としています。

大会方針は従来どおりで、目新しい提起はおこなわれておりません。簡単に運動方針案のポイントを紹介します。

一

まず八四春闘です。「管理春闘の厚い壁を打破するには至」らなかったといながら、「労働四団体、全民労協等による春闘要求および戦略戦術上の問題等、各般にわたり幅広い結果と統一対応にむけた努力が払われ、一定の運動的前進はみられた」と、全民労協型春闘を評価する内容です。つまり、たたかい方に問題はなかったが、結果がかんばしくない。たたかい方に知恵をしようとの内容です。

第二は政治の分野です。全電通の政治方針は「反自民・非共産政治戦線」の構築というものです。社会党左派の議員を選別排除し、公明党や社民連にも支持の姿勢を強めているのもこのゆえです。今年の方針案では、「『反自民・非共産』の連合の路線を推進するため、……条件のある選挙区においては、公明、民社、社民連候補についても国会闘争等全電通に対する協力に見合った選挙協力を検討」すると、はじめて民社党にも言及しております。社会党支持団体として、「ニュー社会党」の強化発展に全力をつくすとしていることも、「ニュー社会党」の性格を知るうえで興味深いことです。

第三は労戦問題です。全電通は「公企労懇」等を提唱し、全民労協にドッキングをはかるべく、さまざまな試みをいたしました。しかし、それらの呼びかけはきわめて不人気です。電々改革の前に目鼻をつけておきたかったことのあらわれでしょう。運動方針案に新たな提起はありません。しかし――

「（総労働の総結集をめざすとりくみ）とも関連し、総評の運営、書記局体制、運動のあり方などに検討を加え、総労働の総結集と労働戦線統一を推進しうる総評へ、その改革をめざします」

と述べていることは、電々改革のあとの事態とこれまでの全電通の動向からも注意が必要なことのように思います。

第四は平和と民主主義の問題です。北方領土（千島列島）返還運動の発展がいわれています。

第五は国際連帯活動です。二つが特徴的な動きです。第一は「ルック・イースト」攻撃へのとりくみの強化、第二は労戦との関係で「国際労働運動の統一的対応にむけたとりくみ」の推進がいられていることです。前者は企業内組合、つまり「会社組合」という批判への反論ということですし、後者は国際自由労連のことです。

三

最後に公社制度改革についてです。全電通の立場は基本的には民営化反対ではありません。ですから、八四年度運動の方向は「当事者能力と労働基本権の回復」「国民のための情報通信の実現」「雇用と働き甲斐のある職場確保」を目標に「三段階のたたかい」がこう方針化されています。

「① 第一段階を国会において電々改革法案が議決されるまでの間と規定し、法案がもつ毒素排除と、私たちの政策・要求の実現をめざすため、国会闘争を徹底強化します。

② 第二段階を法案成立後、新経営形態移行までの間と規定し、政・省令に対する政策の反映の闘いと労働協約の見直しを主体とする労使間の切り替え闘争を強化し、万全の切り替え体制を確立します。

③ 第三段階を公社制度改革完結のための闘いと規定し、切り替え後三〇四年の展望でその達成をはかります。具体的には前進的な労使関係の確立、分離・分割に対する歯止めと雇用の確保・拡大などの諸課題にとりくみ、改革後の新制度をより実効あるものにする対応をすすめるともに共闘機関への対応等、運動的側面を含め、文字どおり、公社制度改革闘争の最終的な決着をかちとていきます」

第一段階では電々改革法案を社、公、民、社民連と提携しながら修正しようというものです。第二段階は民営移行にともなう労働協約の見直しです。第三段階は「臨調」では今のところ、分離・はいわれてはおりませんが、「五年以内に見直しをする」との方針です。そこで「三〇四年後に分離・分割の問題が再燃してくる」ことに向けてのたたかいということで行われているわけです。

民営化移行にともなう動きはすでにでております。運動方針案中にいられている「雇用確保・拡大の具体策については、既存の分野におけるサービスの拡充・改善によることは勿論のこと、ニューメディア等新規に創出する事業への派遣制度も含め総合的に捉えて対処することとします」「今春、キャプテンサービス株式会社、テレホンカード事業会社（株式会社テレカ）が発足し、全電通として初めて組合員の派遣を行ないました。本部としては、職員としての身分を継続することを前提に当面個別条件として扱い、①派遣していく場合の扱い、②派遣先での労働条件、③復帰の際の扱いについて、現行制度の制約のもとでギリギリの結論を出しましたが、今後はこのような取組みを重ねつつ情勢の変化を見きわめ、派遣に関する基本協約の締結をめざしていくこととします」

出向にかんする協約をじつは結んでいるようです。身分は公社のまま、労働条件はいったさきとなっているようです。ここがいちばん問題になることです。職場のなかでは「関連会社に出向させられるのでは」と、みんなうすうす気付きはじめてはいます。こうしたことがなんら討議もないままに、いきなりポーンと出されてきました。今後の私たちの課題と考えています。

「五九・二」総会が大会の焦点

― 全通大会の課題と特徴 ―

大会の焦点

今年の全通大会は注目すべき大会です。二つの側面があります。第一は、蒲郡大会、神奈川大会で完結した路線転換の初年度であることです。第二は、その具体的実践例である「五九・二」合理化総括に全通組合員がどのような意志表示をするかです。このことによって、「権利の全通」の姿をとりもどせるかどうかの分岐点になるからです。

「五九・二」で職場は荒廃

全通は「五九・二」合理化を「区分運送システムの改革」と位置づけ、翌日配達に踏み切りました。この「五九・二」を当局がこう位置づけているにもかかわらずです。

「この郵便輸送システム改善は、郵便事業の体質改善の第一歩に過ぎません。昭和五九年度においても、郵便物の送達速度の向上を図るため、輸送施設等の改善をはじめ、これから引き続き第二弾、第三弾と改善施策を実施し、事業の発展的未来を切り開いていきたいと考えています」

つまり、当局は「郵便事業の体質改善の第一歩」としています。「体質改善」は職場に惨たんたる労働条件の低下、職場規律の強化をもたらしました。

第一は、強引に職場活性化に全労働者を引きずり込もうとしていることです。

「毎日、勤務終了後数分前に終業ミーティング（班毎）をやるようになった。参加しにくいから他の部屋に行ったり、トイレに行ったりすると、班長が必死になって探しくる。それでも見つからないと局内放送で呼びだす」

第二は、どの職場も例外なく勤務時間管理がきつくなったことです。

「明け番者の目覚しのお茶、区分が一段落した時のお茶もダメ。自動販売機のコーヒーも時間中はダメ。早番者の局食堂での朝食もダメ。昼休みは一分でも早く食堂に入っていないといけない。区分中のタバコはもちろんだメ。抵抗すると業命、賃金カット、処分。新宿北では、二月一日、それまでの祝日と同じ感覚で早帰りした労働者は軒並み一〇三時間の賃金カットを受けた。泊り勤務（一六勤）などにあったさやかな息吹き程度の慣行や手スキ時間はすべて剥奪された」

この象徴ともいえるのが東京中郵の慣行剥奪です。こうしたことの結果、第八一、八二中央委で、「五九・二」総括は不承認となりました。ですから、大会焦点は「五九・二」総括とならざるをえないわけです。

しかし、方針案にみる総括案はきわめて不十分です。

「（「五九・二」への）選択と対応は正しかったが結果は不十分、これでは鉄郵を中心とする大量配転という仲間の犠牲に應えきれていないし、過酷な労働条件のなかでの郵便を支えている区分局の仲間に変な負担のみを強いていることにもなります」

というものです。ですから、まず第一に注目されるのは、「選択と対応は正しかったが結果は不十分」との総括案に、大会がどういう意志表示をするかです。これと関連して、全通三役の去就が云々されていますが、これは、選択はともかく「対応と結果が悪かった。だから、責任をとれ」との考え方からでているものです。

深夜勤の導入も提起

第二は、本部がその大会で承認を求めたいといっていることがいくつかあることです。

いずれも労働条件、賃金の悪化にかかわるものです。しかも、運動方針では抽象的な記述がおこなわれ、具体的には全通新聞の「運動方針のダイジェスト」（六月一六日付）で明らかにされているのです。四つあります。

第一は、深夜勤の導入について了承してくれとっていることです。

「翌配システムのなかでは夜間シフトになる現実をふまえて、一六勤のみなおしであり、深夜勤務選択のための職場協議の開始である。深夜勤導入についての拒否反応は強いし、時短や特例休憩、そして手当改善など整備すべき条件は多いが、いまの区分局の一六勤実態を直視し、時短前進をちかとするためには避けて通れないものと考える」

第二は、全国定員調整です。

「要員の再配置についての柔軟対処である。労働の負荷のバランスも考慮し、労使協議制と強制配転職の排除を前提に柔軟に対応したい」

従来は配転協約で(1)通勤時間は一時間半以内、(2)同じ郵政局の範囲内ということでしたが、この枠をとっ払い、自由に配転できる体制をつくろうというものです。

第三は、地域区分局の労働者に仲裁配分源資を使って調整額を改善したいというものです。つまり、労働条件はしょうがないから、手当てでという考え方です。しかし、これでは当局の財布は少しも痛みませんし、内部の分断が拡大するだけです。

こうした考え方は、全通が立却している「事業にたいする労資の共通認識」、それにもとづいて展開されている「制度・政策闘争」の必然的帰結といわなければなりません。

組織はいぜん減少

大会焦点の第二は組織拡大問題です。「一〇・二八確認」の背景には、組織減の問題がありました。以上述べた道を全通が「選択」したから、組織拡大は進んでいるのかといえは逆です。減り続けています。運動方針案でも深刻な組織現状が吐露されています。

「組織人員の推移をみると、東京大会時点一八六、五六七名が一九八四年四月一日時点で、一七六、五九四名で、九、九七三名の減少となっており、とくに、蒲郡大会から神奈川大会までの間で三、〇一六名、神奈川大会から本年四月一日までの間で三、九四六名の減少は、熊本大会と蒲郡大会までの間の一、五二七名減少と比べ、東京大会以前の「組織危機」の状態にもどったといえます」

「五九・二」の選択と対応は正しい」というなかで組織拡大は不可能です。これまた当然のことのように思います。ですから、全通の拡大のためにも、「五九・二」総括が最重要事となります。

労戦にもはじめて言及

全通の運動方針は以上みたように「競争に勝つ」ことを至上命題に形成されています。ですから、問題点についてふれはじめればきりはありません。その帰結の象徴が労戦問題と地区労働学校の廃止、それに多数派結集の政治路線です。くわしく述べる必要もないと思います。

私自身、全通の仲間と会って話をしていますと、今の全通路線に職場組合員の多くが不信と不安と不満をもっています。ぜひ、これら職場組合員の声に依拠し、大会で「全通再生」へのきっかけをつかんではいと思います。しかも、それは「できる」との印象です。

資料② 余剰人員の調整策について（国鉄、八四・七・一〇）

国鉄「合理化」の本質と労働運動にもたらす意義については、本誌第二三五、三三六号等できり返し指摘した。今号では、六月五日、大綱提示された「過員」対策の具体案（七月一〇日発表）を資料として全文掲載する。（編集部）

六月五日に示した「余剰人員対策について」に基づいて、具体的内容について検討を加えてきたが、成果がまとまったので、本日貴組合に提案する。

記

I 余剰人員の調整策の内容

- 1 退職制度の見直しについて
- 2 職員の申出による休職の取扱いについて
- 3 職員の派遣に関する取扱いについて
- 4 その他

II 実施期日及び協定の有効期間

Iの1、2及び3については、実施期日を昭和五九年一〇月一〇日とし、協定の有効期間は三年間とする。

退職制度の見直しについて

年度末における退職者の取扱いのうち、五六才以上の退職条件、五五才以上の在職条件については、昭和五九年度以降次による。

- 1 退職条件は次のとおりとする。年令五六才以上の者 特別昇給は行わない。
- 2 在職条件は次のとおりとする。年令五五才以上の者 定期昇給及びベビーステップは行わない。昇職・昇格は行わない。

職員の申出による休職の取扱いについて

職員の申出による休職で、休職期間満了時に退職するもの（「以下退職前提の休職」という）及び休職期間満了時に復職するもの（以下「復職前提の休職」という）の取扱いについては以下による。

I 退職前提の休職

1 適用条件 退職前提の休職を適用する場合の条件は、休職期間満了時に退職する旨の意思表示があることのほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 休職の発令予定日の属する年度の末日において、年令満五五才以下であること。
- (2) 休職の発令予定日が、復職前提の休職の期間又は派遣期間の満了日から、原則として一年以上経過していること。

2 休職期間 休職期間は次の各号に定めるところによる。ただし、休職期間中において退職の意思表示があった場合は、その日をもって休職期間満了の日とみなす。

- (1) 休職の発令予定日の属する年度の末日において、年令満五五才未満の者 一年、(2) 休職の発令予定日の属する年度の末日において、年令満五五才の者 当該年度の末日まで

3 休職の申出 (1) 職員が退職前提の休職を申し出る場合は、所定の休職願に、辞職願を附して所属長に提出しなければならない。(2) 休職を発令された職員は、前号の辞職願による退職の意思表示を取り消すことはできない。

4 休職の承認 職員から休職の申出があった場合、所属長は要員需給上休職させても差し支えないときに、I項に定める適用条件を審査のうえ、遅滞なく休職を発令するものとする。ただし、余人をもって代えがたい業務に従事している場合など休職を発令するのが適当でないと認められる場合には、休職を承認しないことがある。

5 休職期間中の身分 休職者は、職員としての身分は保有するが、その職務に従事しない。

6 休職理由の競合 休職者から、公務による疾病が発生した旨の申出があり、その疾病が「公傷病」と認められる場合には、休職理由の発令替えを行うものとする。

II 復職前提の休職

1 適用条件 復職前提の休職を適用する場合の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 休職の発令予定日の属する年度の末日において、年齢満五〇才未満であること。(2) 休職の発令予定日が、派遣期間の満了日から原則として一年以上経過していること。

2 休職期間 復職前提の休職の期間は二年とする。ただし、一回に限り更新できるものとする。

3 休職の申出 職員が復職願を所属長に提出しなければならない。

4 休職の承認 職員から休職の申出(更新の申出を含む)があった場合、所属長は要員需給上休職させても差し支えないときに、I項に定める適用条件を審査のうえ、遅滞なく休職を発令するものとする。ただし、余人をもって代えがたい業務に従事している場合など休職を発令するのが適当でないと認められる場合には、休職を承認しないことがある。

5 休職期間中の身分 休職者は、職員としての身分は保有するが、その職務に従事しない。

6 休職理由の競合 (1) 休職者から、公務による疾病が発生した旨の申出があり、その疾病が「公傷病」と認められる場合には、休職理由の発令替えを行うものとする。

(2) 休職者が刑事事件に関し起訴された場合は、休職理由の発令替えを行うことがある。

(3) 休職者に対し、公共企業体等労働関係法(昭三三年法律第二五七号)第七条第一項但書の規定に基づき、所属長が専従休職を許可した場合は、直ちに休職理由の発令替えを行うものとする。

7 休職状況報告 休職者は休職期間中、所属長の指示に従い状況報告を行うものとする。

8 復職 所属長は、復職前提の休職の期間が満了する日の翌日をもって、復職を発令するものとする。ただし、必要と認める場合は、期間満了前においても復職を命ずることがあるものとする。

III 賃金

職員の申出による休職を発令された者については、次により賃金を支払うこととし、その他の取扱については、他の休職制度における賃金の取扱いを勘案して定める。

(1) 退職前提の休職 基本給、扶養手当、都市手当及び住宅手当のそれぞれについて一〇〇/一〇〇を剩じて得た額 (2) 復職前提の休職 基本給、扶養手当、都市手当及

び住宅手当のそれぞれについて六〇／一〇〇を剩じて得た額

職員の派遣に関する取扱いについて

職員を、関連企業等に派遣する場合の取扱いについては以下による。

1 「派遣」の意義 「派遣」とは、職員としての身分を保有したまま、関連企業等において総裁の命ずる業務に従事することをいう。

2 派遣目的 職員の派遣は、(1) 関連企業の指導・育成・強化 (2) 人材の育成 (3) 国鉄の業務に関連する事項の調査・研究等、国鉄法に定める国鉄の業務の円滑かつ効率的な遂行のために必要がある場合に行う。

3 派遣時の取扱い

(1) 派遣職員の決定 ア 派遣職員の決定は、本人の職務経歴、適性等を総合的に勘案のうえ、所属長が行う。イ 所属長は派遣の決定に際し、派遣先、派遣期間、及び派遣先における就労条件を明示し、所定の同意書を提出させるものとする。ウ 職員は、所定の派遣希望調書に記入、これを提出できるものとし、派遣の決定にあたって所属長はこれを参しやくするものとする。

(2) 派遣期間 派遣期間は三年を超えない範囲とする。ただし、特に必要と認める場合は延長することがある。

(3) 所属 派遣にあたっては、当該職員の属している地方機関等の人事担当課兼務を発令するものとする。

4 派遣期間中の勤務条件 (1) 労働時間等 派遣職員の派遣先における労働時間、休日、休暇等については、派遣先の定める就業規則等による。ただし、年次有給休暇の附与日数及び有効期間については、国鉄の規程による。(2) 特別調整措置 派遣先における一週平均の所定労働時間が、国鉄における日勤（非現業）勤務の一週平均労働時間より長い場合は、その差を超過勤務として取扱うものとする。

5 派遣期間中の取扱い (1) 期間通算 派遣期間は勤続年数に通算する。(2) 表彰 派遣職員の表彰については、国鉄の規程によるほか、派遣先の定めるところにより行うものとする。(3) 懲戒 ア 派遣職員の懲戒に関して、免職に該当する場合は、国鉄の規程により行う。イ 免職以外の懲戒については、国鉄と派遣先で協議のうえ、いずれか一方において、それぞれの定めるところにより行うものとする。(4) 業務災害・通勤災害保償 ア 派遣職員が派遣先で業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、国鉄においてこれらの事由に該当した場合と同様に補償する。イ 派遣職員が派遣先への通勤途上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、国鉄においてこれらの事由に該当した場合と同様に補償する。(5) 福利・厚生 ア 派遣職員の宿舍、寮、職員宿泊所等の利用については、派遣前と同様に取扱うものとする。ア 派遣職員の健康診断については、派遣先で行うものとする。(6) 派遣報告 派遣職員は所属長の指示に従い、派遣報告を行うものとする。(7) 勤務認証 派遣期間中の勤務認証は「派遣」とする。(8) 事務処理 派遣職員の国鉄における勤務等の事務処理は、地方機関等の人事担当課において行う。

6 賃金 派遣職員の賃金は国鉄から支払うこととし、原則として国鉄における取扱いに比し、差異の生じないよう定める。

7 派遣の終了・復帰時の取扱い (1) 派遣の終了 派遣職員が次の各号の1に該当する場合、派遣を終了するものとする。ア 派遣期間が満了したとき。イ 業務上の理由により、派遣職員を復帰させる必要が生じたとき。ウ その他、派遣を継続することが不可能または不適当と認められるとき。(2) 復帰時の取扱い ア 派遣の終了後は、原則として派遣前の所属・職名に復帰させるものとする。なお、資格要件及び派遣経歴等を考慮して、適職につけることがある。イ 復帰にあたっては、必要に応じ教育・訓練等を行うものとする。

「職員の申出による休職」の取扱いに関する特例について

昭和五十九年度末までに、年令満五六才、五七才及び五八才となる者については、本年度に限り、従来の「職員の申出による休職」を適用することとする。

なお、具体的には別に定めたところによるものとし、昭和五十九年一〇月一日から適用する。

~~~~~

### 資料(3) 国鉄労働組合の抗議声明 (要旨)

われわれは、この提案に対する心からの強い怒りを国鉄当局にたたきつける。

今日、「過員」問題については団体交渉で解決することを求めて交渉し、当局がこの団交を一方的に拒否したため、公労委へ調停申請しているさなかの提案である。また「雇用安定協約」を事実上ホゴにしている。政府でさえ定年制の延長を言っているとき、一挙に現行を五年間も短縮する「五十五歳定年制」を持ち込み、「出向」については所属長が決定することに加えて、一方で休職Ⅱ「一時帰休」を提案するなど出向と休職(一時帰休を含む)の二者択一を迫り、職場に雇用不安・労働不安を助長させるものであることから、到底容認できない。

この提案は、国鉄を世界に比類のない迅速・安全・正確なものとして誇り、つちかってきた国鉄労働者三万人以上の事実上の首切りにとどまらず、さらに大量の国鉄労働者を職場から一挙に追い出すものである。

国鉄当局はこの間、①「分割・民営化」はしない②雇用は守る③賃金は守る④年金・退職金は守る——の四条件を約束してきたが、これをすべて放棄する提案である。この提案は、自ら負うべき経営責任を転嫁して国鉄労働者に犠牲のみを押しつけ、政府・自民党、国鉄監理委による「分割・民営化」の地ならしとしての「二十万人台体制」に迎合する大量首切りである。

当局は自らの国鉄再建策を示すことなく、その上、現行基盤で国民の国鉄として再建できるといわれわれの提案を無視しつづけてきた。

国鉄労働組合は、労働者に犠牲を求めようとするなら当局首脳がまず最初にその責任を明確にすることを求め、徹底して追及していく。同時にこの大量首切り提案に対しては、国民諸階層と連帯し、一人の首切りも許さず「分割・民営化」反対闘争の一環として、組織の総力をあげストライキ闘争など壮大な闘いに総決起するものである。